

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件であり、いずれも成立した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員の選挙の投票方法を、記号式から自書式に改めようとするものである。

政党助成法の一部を改正する法立案は、政党交付金の交付について、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額を当該政党の前年における収入総額の3分の2に相当する額とする制度を廃止するとともに、交付時期に4月を加え、年4回としようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、発議者衆議院議員瓦力君より趣旨説明を聴取した後、政治改革における改正案の意義、望ましい投票方法の在り方、3分の2条項撤廃の妥当性などの質疑が行われ、討論の後、いずれも多数で可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年12月13日（水）（第2回）

○第17回参議院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について宮澤国务大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第19号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員瓦力君から趣旨説明を聴き、同三原朝彦君、同伊吹文明君、同佐藤観樹君、同瓦力君、同錦織淳君、同渡瀬憲明君、宮澤国务大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第18号）	賛成会派	自民、社会
	反対会派	平成、共産
	欠席会派	新緑

(衆第19号) 賛成会派 自民、社会
 反対会派 平成、共産
 欠席会派 新緑

○ 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 衆議院議員提出法律案 (2件)

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
18	公職選挙法の一部を改正する法律案	瓦力君 外25名 (7.11.8)	7.11.9	7.12.8	7.12.11	7.12.13 可決	7.12.13 可決	7.12.6 公職選挙 法改正調 査特委	7.12.7 可決	7.12.8 可決
19	政党助成法の一部を改正する法律案	瓦力君 外25名 (7.11.8)	11.9	12.8	12.11	12.13 可決	12.13 可決	12.6 公職選挙 法改正調 査特委	12.7 可決	12.8 可決

(4) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第18号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 衆議院議員の選挙の投票に関する事項

投票方法を、記号式から自書式に改めることとし、それぞれ、小選挙区選出議員の選挙については候補者1人の氏名を、比例代表選出議員の選挙については1の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書して行うものとする。

2 施行期日

本法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第19号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 政党交付金の交付限度額の撤廃

その年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付限度額（当該政党の前年における収入総額の3分の2に相当する額）を撤廃する。

2 政党交付金の交付時期

各政党に交付すべき政党交付金は、4月、7月、10月及び12月にそれぞれ交付する。

3 施行期日

この法律は平成8年1月1日から施行する。